

令和7年4月18日

公益社団法人  
高知県建築士会 御中

高松空港運営権者  
香川県高松市香南町岡 1312 番地 7  
高松空港株式会社  
代表取締役社長 小幡 義樹

高松空港周辺における建設計画等への対応について（お願い）

標記の件、弊社は国土交通省航空局より高松空港の運営権設定を受け、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日より国との契約に定める空港運営事業を開始しておりますが、契約に付随する要求水準に基づき、高松空港周辺における建設計画の空港制限表面抵触の有無につき確認することを求められておりますので、下記につきご協力賜りたく、お願い申し上げます。

#### 記

##### ○依頼事項

- ・ ホームページなどを通じた制限表面制度の周知。

HP リンク先

<https://www.takamatsu-airport.com/environment/regulation/index.php>

- ※ 『高松空港 高さ制限』で検索、【空港周辺における高さ制限について-高松空港】をクリックいただくと上記サイトにアクセスできます。
- ・ 上記 HP 「空港周辺における高さ制限について」に記載する対象区域（内外判定が難しい区域を含む）より建物等の建築計画の相談等を受けた場合、弊社に対し航空法の規制に抵触していないか照会する様ご案内いただくこと。

以上

【本件に関する問合せ先】  
高松空港(株) 空港運営事業部 空港運用グループ  
TEL：087-814-3657